

の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託（第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。）の固有事業者（同条第四項に規定する固有事業者をいい、）と、「その納稅地を所轄する稅務署長にその」とあるのは「その」と、「この項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）」とあるのは「この項の規定の適用を受ける事業者である場合には、当該初日の属する当該受託事業者の課税期間」と、「当該事業者」とあるのは「当該受託事業者」とする。

9 前項の固有事業者が、同項に規定する初日の属する当該固有事業者の課税期間（以下この項において「固有課税期間」という。）につき第三十七条の二第一項又は第六項の規定の適用を受けた場合における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該固有課税期間が第三十七条の二第一項に規定する選択被災課税期間である場合において当該選択被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が第三

十七条第一項の規定の適用を受ける事業者であつたものとみなす。

二 当該固有課税期間が第三十七条の二第六項に規定する不適用被災課税期間である場合において当該不適用被災課税期間につき同項の承認を受けたとき 前項に規定する初日において当該固有事業者が

第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者でなかつたものとみなす。

10 受託事業者についての第四十二条の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合

に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとする。

11 受託事業者については、第九条第四項から第八項まで、第十条から第十二条の二まで、第三十七条第二項から第五項まで、第三十七条の二及び第五十七条の規定は、適用しない。

12 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

13 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る消費税については、主

主宰受託者以外の受託者は、その消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

14 前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「消費税法第

十五条第一項（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）に規定する法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第十三項に規定する連帯納付の責任に係る消費税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該消費税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であつたとした場合における当該消費税の納税地」とする。

15 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条第二項中「同条第二項若しくは第三項」を「同条第三項若しくは第四項」に改め、同条第五項中「場合」の下に「その他の場合」を加える。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引（資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。

2 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

別表第一第二号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同表第三号中「第十四条第一項」を「所得税法第二条第一項第十一号（定義）」に、「又は所得税法第二条第一項第十五号（定義）」を「同項第十五号」に、「若しくは同項第十五号の二」を「又は同項第十五号の二」に改める。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

貸金業協会

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

別表第三第一号の表国民年金基金及び国民年金基金連合会の項を次のように改める。

国民年金基金

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

国民年金基金連合会

別表第三第一号の表中証券業協会の項を削り、投資者保護基金の項を次のように改める。

投資者保護基金

金融商品取引法

別表第三第一号の表日本放送協会の項の次に次のように加える。

日本水先人会連合会

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）

別表第三第一号の表農業共済組合及び農業共済組合連合会の項の前に次のように加える。

認可金融商品取引業協会

金融商品取引法

別表第三第一号の表保険契約者保護機構の項の次に次のように加える。

水先人会

水先法

(たばこ税法の一部改正)

第七条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千九百六十二円」を「三千五百五十二円」に改める。

附則第二条中「千八百八十一円」を「千六百八十六円」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の物件名の欄中「若しくは特定目的信託」を「特定目的信託若しくは受益証券発行信託」に改め、同表第十七号の課税物件の定義の欄1中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第九条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ(2)中「その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）」を削り、「

翌計算期間以後の計算期間分又は」を「若しくは」に、「又は連結所得」を「若しくは連結所得」に改め、「前計算期間以前の計算期間分」を削る。

第七条の次に次の二条を加える。

(信託に係る国税の納付義務の承継)

第七条の二 信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項各号（受託者の任務の終了事由）に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者（以下この項及び第六項において「新受託者」という。）が就任したときは、当該新受託者は当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義）に規定する信託財産責任負担債務をいう。第三十八条第一項（繰上請求）及び第五十七条第一項（充當）において同じ。）となるものに限る。以下この条において同じ。）を納める義務を承継する。

2 受託者が二人以上ある信託において、その一人の任務が信託法第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、前項の規定にかかわらず、他の受託者のうち、当該任務が終了した受託者（以

下この項及び第五項において「任務終了受託者」という。)から信託事務の引継ぎを受けた受託者は、当該任務終了受託者に課されるべき、又は当該任務終了受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

3 信託法第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、同法第七十四条第一項(受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等)に規定する法人は、当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

4 受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継した法人は、当該分割をした受託者である法人に課されるべき、又は当該分割をした受託者である法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

5 第一項又は第二項の規定により国税を納める義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。ただし、当該国税を納める義務について、信託法第二十一条第二項(信託財産責任負担債務の範囲)の規定により、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うときは、この限りでない。

6 新受託者は、第一項の規定により国税を納める義務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。

第九条の二中「含む」を「含み、その納める義務が第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）の規定により受託者としての権利義務を承継した法人に承継されたもの及びその納める義務が信託財産限定責任負担債務（信託法第百五十四条（信託の併合後の信託の信託財産責任負担債務の範囲等）に規定する信託財産限定責任負担債務をいう。第五十七条第一項（充当）において同じ。）となるものを除く」に改め、同条ただし書中「財産」の下に「（当該分割をした法人から承継した信託財産に属する財産を除く。）」を加える。

第十五条第二項第三号中「連結事業年度とし、法人税法第二条第二十九号の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。」を「連結事業年度」に改める。

第十八条第一項中「法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を「第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）」に、「法人税を」を「国税を」に改め、同

条第三項中「添附すべき」を「添付すべき」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十九条第一項中「法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を「第七条の二第四項（信託に係る国税の納付義務の承継）」に、「法人税を」を「国税を」に改め、同条第二項中「法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を「第七条の二第四項」に、「法人税を」を「国税を」に、「同条」を「第二十六条」に改め、同条第四項第三号ハ中「第八十二条の十五第三項（特定信託に係る欠損金に対する準用）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十四条の二の次に次の五条を加える。

（納付受託者に対する納付の委託）

第三十四条の三 国税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であつて、第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようと

するときは、納付受託者（次条第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

2 国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

（納付受託者）

第三十四条の四 国税の納付に関する事務（以下この項及び第三十四条の六第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの（以下第三十四条の六までにおいて「納付受託者」という。）は、国税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 国税庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第三十四条の五 納付受託者は、第三十四条の三第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の国税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付

受託者から徴収する。

- 4 税務署長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき国税については、当該納付受託者に対しても第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該国税に係る納税者から徴収することができない。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

- 第三十四条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

- 3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされて

いる場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す證明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第三項に規定する権限を国税局長に委任することができる。

(納付受託者の指定の取消し)

第三十四条の七 国税庁長官は、第三十四条の四第一項(納付受託者)の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第三十四条の五第二項(納付受託者の納付)又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 国税庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「国税で」を「国税（第三号に該当する場合においては、その納める義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）で」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託法第百六十三条第五号（信託の終了事由）に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。

第三十八条第二項中「附記した」を「付記した」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十八条第二項中「差し押えた」を「差し押された」に改め、同条第三項中「差し押えた」を「差し押された」に、「同条第一項」を「同法第二十四条第五項第二号（譲渡担保権者の物的納税責任）」に改

める。

第五十七条第一項中「国税が」を「国税（その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る還付金等である場合にはその納める義務が当該信託財産責任負担債務である国税に限るものとし、その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る還付金等でない場合にはその納める義務が信託財産限定責任負担債務である国税以外の国税に限る。）が」に改める。

第六十五条第三項第二号口中「第八十一条の十五」を「若しくは第八十一条の十五」に改め、「第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）（同法第一百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）（同法第一百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「第一百四十五条の十二」を「第一百四十五条の五」に改める。

第六十六条第三項中「更正に係る」を「更正若しくは第二十五条の規定による決定に係る」に改める。

第九十七条第一項第二号中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理

の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。」を削る。

（国税徴収法の一部改正）

第十条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「差押」を「差押え」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「差押」を「差押え」に、「買戻」を「買戻し」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 税務署長は、前項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

一 第三者が占有する動産（第七十条（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一条（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証券 動産又は有価証券を占有する第三者

二 第六十二条（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三条（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定の適用を受ける財産（これらの財産の権利の移転につき登記をするものを除く。）第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）

6 税務署長は、第四項の規定により滞納処分を続行する場合において、第五十五条第一号又は第三号（質権者等に対する差押えの通知）に掲げる者のうち知りていてる者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

第三十四条中「引渡」を「引渡し」に、「この条」を「この項」に、「責に」を「責めに」に改め、同条に次の二項を加える。

2 信託法（平成十八年法律第二百八号）第一百七十五条（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第二百七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義）に規定する信託財産責任負担債務をい

う。）となるものに限る。以下この項において同じ。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第百八十二条第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項において「特定清算受託者」という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

第五十四条第一号中「（第七十条（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一条（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）」を削る。

第七十二条の見出しを「（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に改め、同条第一項中「第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）」を「第三債務者等」に、「差押は」を「差押えは」に改め、同条第二項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第三項中「差し押えた」を

「差し押された」に、「差押」を「差押え」に改め、同条第四項中「差押の」を「差押えの」に改める。

第九十五条第一項第五号中「納付させる」を「提供させる」に改め、同条第二項ただし書中「あわせて」を「併せて」に改める。

第一百条第一項中「せり売」を「競り売り」に、「買受の申込」を「買受けの申込み」に改め、「しそうとする者」の下に「（以下「入札者等」という。）」を加え、「現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第百十五条第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならない」を「次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならない」に改め、同項ただし書中「その納付」を「公売保証金の提供」に改め、同項に次の各号を加える。

一 現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第一百十五条第三項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法

二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項にお